

令和2年9月28日(月)

令和2年第9回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：皆さんこんにちは、現在の農業委員・推進委員の任期が10月15日となっていて、今総会が最後の総会となりますので、よろしく願いいたします。

議 長：ただ今から、令和2年第9回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。本日1名の欠席の旨、通知がありますので報告いたします。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、11番：喜屋武 隆委員、12番：奥濱 健委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の伊良部 哉主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は8件でございます。
受付番号1番から8番の説明をいたします。

(内容省略)

受付番号1番から8番は、別紙参考資料1ページから8ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮國集落公民館の東側ソバル線に位置し、譲受人はマンゴー・トマト栽培農家で機械等も所有してのサトウキビの規模拡大であります。

議 長：次に受付番号2番と3番の現地調査の結果ならびに補足説明を7番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、伊良部ヴィラリゾートホテルの東側に位置し、譲受人は機械等も所有してのサトウキビ・オクラ栽培農家です。

受付番号3番の説明をいたします。場所は、添道1号線に位置し、譲受人は牧草地を開墾してサトウキビ栽培を行うとの事です。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を8番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、山中集落の山中自動車整備工場の北側に位置し、譲受人はあたらす市場への出荷で野菜作農家で機械等も所有しています。

議 長：次に受付番号5番から7番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、千代田の老人施設アットホーム・心の南東側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号6番の説明をいたします。場所は、来間島入口の遠見台公園に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号7番の説明をいたします。場所は、来間大橋入口の皆愛集落の十字路の西側に位置し、譲受人は機械等も所有して、サトウキビ・コーヒー栽培を行うとのことです。

議 長：次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員にお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、中添道の交差点から福山集落向けのふれあいの里付近に位置し、譲受人はカボチャ栽培農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から8番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、7件でございます。受付番号9番から15番の説明をいたします。

(内容省略)

受付番号 9 番から 15 番は、別紙参考資料 9 ページから 15 ページの調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号 9 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 7 番委員をお願いいたします。

長濱委員：

受付番号 9 番の説明をいたします。場所は、宮古島市民球場の屋内練習場の隣に位置し、譲受人はサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号 10 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 8 番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号 10 番の説明をいたします。場所は、福嶺の吉野公民館の西側 800 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号 11 番と 12 番の現地調査の結果ならびに補足説明を 13 番委員をお願いいたします。

田名委員：

受付番号 11 番の説明をいたします。場所は、長南公民館の東側 600 ㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

受付番号 12 番の説明をいたします。場所は、更竹病院東側信号機の北側と長南公民館の東側 1 km に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号 13 番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺 4 区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、西城保育所の東側と長間郵便局の北側に位置し、譲受人は新規就農者で家族経営でサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は上野線のアットホーム・心より中休み向けに位置し、譲受人は畜産経営で採草地管理です。

議 長：次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、横岳団地の南側に位置し、譲受人は家族経営でサトウキビ栽培です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中「農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）」受付番号9番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は12件でございます。
受付番号16番から27番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号16番から27番は、別紙参考資料16ページから27ページの調査書
のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満
たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお
願ひいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

受付番号26番について、譲渡人と譲受人は同世帯だと思いますが、別々の経営
で農業経営開始となりますか。

伊良部事務局：

譲受人名義の土地がないので、今回申請で農業経営開始となります。

議長：ほかに質疑ありませでしょうか。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の
規定による許可申請（無償移転）」受付番号16番から27番について、原案の
とおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第2議案第1号は原案とおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、6件でございます。受付番号1番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員をお願いいたします。

新城推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、新城集落の北東1kmに位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野3区推進委員をお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、上野庁舎から新里集落向けの大嶺交差点近くに位置し、譲受人は10年以上の畜産経営で採草地の管理です。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地1区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、アットホーム・心の南側800㎡に位置し、譲受人は機械等も所有して野菜作（きゅうり作）栽培です。

議 長：次に受付番号4番から6番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

砂川事務局：

受付番号4番から6番の説明に関しては、参考資料等を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入りますが、城辺5区・新城光治推進委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。質疑・採決の終了後に入室・着席をお願いします。

《 城辺5区推進委員退室 》

議 長：改めまして、質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。
はい、15番委員、11番委員、3番委員

仲里委員：

受付番号1番について、賃貸借が3年となっておりますが3年でよろしいですか。

砂川事務局：はい、3年であります。

喜屋武委員：

受付番号3番について、賃貸借等の契約書はありますか。新規ではなくて、更新だと思えますが。

砂川事務局：はい、新規ではなく、更新となりますので、訂正します。

野崎委員：

受付番号6番の賃貸借が5年6ヶ月とありますが。

農政課新垣事務局：

伊良部地区円滑化団体より解約等がありましたので、残年度分については、変わって沖縄県農業振興公社が賃貸借となっていて、期間終了後に改めて伊良部地区円滑化団体に賃貸借ということになっています。

議 長：ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。では、城辺5区推進委員の入室・着席を認めます。

《 城辺5区推進委員入室・着席 》

議長：次に、日程第4議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長：ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議長：受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を11番委員をお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮原の増原集落の東側と南側に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。

議長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良2区推進委員をお願いいたします。

與那覇推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、宮古高校から高野集落向けに位置し、譲渡人が高齢で農業出来ないため、譲受人が購入してサトウキビ栽培を行うということです。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

渡真利推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、宮古空港から南側の下地方向向けに位置し、譲受人は野菜作（かぼちゃ）栽培です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第5議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農用地利用配分計画案は4件でございます。受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：休憩します。

議 長：再開します。

議 長：次に、日程第6議案第5号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。
受付番号1番と2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員をお願いいたします。

玉元委員：

現地調査報告をいたします。令和2年9月10日（木）に調査員として4番・玉元委員、5番・荷川取委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、川満次長、池村さん、仲間さんの7名で、午前10時から午後3時20分まで現地調査、午後3時20分から3時40分まで事務局にて調査内容調整会議を行い、9月16日の内部審査時での4条申請2件、5条申請6件、合計8件の調査結果、特に違反等は見受けられませんでしたことを報告します。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、城辺下里添集落の西側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は農振農用地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、3番委員

野崎委員：

この倉庫は昭和時代に建設された施設で、平成に贈与されておりますが、転用の理由をお願いします。

川満事務局：

この施設が補助事業関係での施設であれば、行政側の指導を受けますが、補助事業ではないため、今回の申請で顛末書等を添付しての申請となります。

議 長：ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を4番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、下地前浜ビーチ付近に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地一団農業用施設例外規定の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第7議案第6号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、6件でございます。
受付番号1番から6番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から6番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。この案件は、先月総会の申請で顛末書等の未提出で保留された件で、今総会で顛末書添付の申請となります。場所は、城辺線のキャタピラ合同会社の南側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他段差、障害に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、あけぼの学園前に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他段差、障害に囲まれた10ha以上の周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、下地・嘉手苧集落に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他宅地・段差、障害に囲まれた10ha以上の周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、中休み交差点の北側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団集落接続例外規定の農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、11番委員

喜屋武委員：

土地賃借料256万円の根拠を説明して下さい。

川満事務局：

ヒヤリング時において、賃借料は119千円との事でしたので、事務局の記入訂正です。年間賃借料は12万円となります。

砂川委員：

保育園の人数の根拠の算出は。

川満事務局：

宮古島市の児童家庭課からの資料等参照とのこと。

議 長：ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号5番と6番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

荷川取委員：

受付番号5番と6番の説明をいたします。場所は、久松松原集落の松原市営住宅近くに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等が連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番と6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、3件でございます。受付番号1番から3番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号1番の説明をいたします。9月8日に平良地区農地パトロールで調査し、場所は、城辺線の鏡原自動車向かいの共立産業・福北商会の近くに位置し、袋地で灌木類が生い茂って農地としては困難で非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

参考資料の登記簿謄本に平成25年に農地法3条許可申請で仮登記がされていますが説明をお願いします。

松川事務局：

平成25年の農地法3条許可申請の仮登記が解除されていて、請求権が抹消されているので非農地に対する制限は発生しないということで判断しました。

議 長：ほかに質疑ありませでしょうか。

はい、3番委員

野崎委員：

仮登記が解除されたから畑としての役割をしていないとの説明ではなく、きちんとした根拠の説明をお願いします。

松川事務局：

先ほどの説明での発言では、農地法3条許可申請の仮登記が解除されたから非農地としての判断ではなくて、現地を現況確認調査し、20年以上の非農地等の確認をしてから判断したということです。

議 長：ほかに質疑ありませでしょうか。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、下崎から成川集落向けに位置し、申請地は岩盤が多く耕作に適しないと判断し非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。

喜屋武委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、松原集落の久松漁港の北側に位置し、申請地は長年農地として利用されず放棄農地で非農地相当と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条 (委員の発言)

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、令和2年第9回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和2年9月28日 (月)

会 長 芳 山 辰 巳
1 1 番 委 員 喜 屋 武 隆
1 2 番 委 員 奥 濱 健